

福岡県自動車税納税通知書封筒広告主募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県が発付する自動車税納税通知書用封筒に掲載する広告（以下「広告」という。）及び広告を掲載する者（以下「広告主」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告内容の制限)

第2条 広告は、公共性、品位及び税務行政への信頼を損なうおそれのないものとし、次のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 第三者を誹謗、中傷又は排除するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9) 県との共同事業又は税制度を活用した事業であると県民に誤解を与え、税の公平性を害するおそれのあるもの
- (10) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

(広告の募集方法)

第3条 広告は、県ホームページにより公募するものとする。

(広告の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者は、募集期間中に自動車税納税通知書封筒広告掲載申込書（別紙様式）及び広告の素案を知事に提出するものとする。

(広告主の範囲)

第5条 次のいずれかに該当するものは広告主としないものとする。

- (1) 県税に滞納のあるもの（本店・支店全て）
- (2) 県の指名停止措置を受けているもの、又は県の指名停止基準に該当する行為を行ったもの
- (3) その他広告主として適当でないと県が認めるもの

(広告主の決定)

第6条 知事は、広告掲載申込書に記載された広告内容について、第2条に基づき審査した結果、掲載する広告として適当であると認められるもののうち、申込額が最高価格のものを広告主として決定する。

2 最高価格の広告掲載希望者が2者以上のときは、抽選により決定する。

(広告主への通知)

第7条 知事は、広告主を決定したときは、速やかにその者に通知する。

(広告原稿の提出)

第8条 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

2 広告主は、広告原稿の作成に当たり、あらかじめ県と協議の上、県が指定した期日までに原稿を提出しなければならない。

3 県は、提出された広告の原稿について、第2条に基づき審査した結果、適当でないと認めるときは、期日を定めて修正及び再提出を求めることができ、広告主は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成28年10月14日から施行し、平成29年度分の広告から適用する。

別紙様式

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

自動車税納税通知書封筒広告掲載申込書

自動車税納税通知書用封筒の裏面に広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

申 込 年 月 日	令和 年 月 日		
申 込 者 所 在 地	〒		
名 称 (氏 名)		㊟	
代表者職氏名			
担 当 者 氏 名			
連絡先電話番号	()	－	
申 込 額	円		
広 告 の 内 容			

(注)

- 1 申込額は、消費税及び地方消費税を含みます。金額の訂正はできません。
- 2 広告の内容は、概要を記載するとともに、デザインの素案を提出してください。
素案内容で選考を行いますので、申込書受付後の訂正は受け付けできません。